

定額減税調整給付金（不足額給付）の支給案内を発送し、申請の受け付けを開始します
～スーパーファストパスで早く便利に受け取ることができます～

千葉市では、定額減税調整給付金について、令和6年分所得税額が確定したこと等により当初給付額に不足額が生じる方などを対象に支給案内（支給通知書または確認書）を発送し、申請受け付けを開始しますので、お知らせします。

また、支給案内がお手元に届く前であっても、スマートフォンからマイナンバーカードを利用することで申請が可能となる「スーパーファストパス」を導入しますので、併せてお知らせします。

1 支給対象者

令和7年1月1日時点で千葉市に居住している方で、以下のいずれかに該当する方

- (1) 令和6年分所得税額が確定したこと等により、当初給付額に不足額が生じる方

※対象者数 約102,000人

- (2) 定額減税対象外であり、かつ、低所得世帯向け給付の対象外であった方（青色・白色事業専従者等）

※対象者数 約6,000人

2 支給案内の発送日

令和7年7月17日（木）

※7月24日（木）頃までに郵送されます。

3 スーパーファストパスによる申請および支給について

お手元に支給案内が届く前であっても申請することが可能です。支給対象者であれば、市ホームページや SNS（X、Facebook、LINE）でご案内する URL または二次元コードをスマートフォン等で読み取り、マイナンバーカードを利用して申請することで、最短で給付金を受け取ることが出来ます。

- (1) 申請受付開始日

令和7年7月1日（火）13:00から

※マイナポータル[※]の給付金ページ

【URL】 <https://myna.go.jp/benefits/detail?id=121002000000002>

- (2) 支給開始日

令和7年7月22日（火）から順次



4 通常の申請および支給について

(1) 支給通知書が届いた方

定額減税調整給付金（当初給付）の支給実績口座がある方に郵送します。

ア 申請方法

定額減税調整給付金（当初給付）の支給実績口座に振り込むため申請不要です。

※振込先口座の変更等を行う場合は、別途手続きの必要があります。

イ 支給開始日

令和7年8月27日（水）から順次

(2) 確認書が届いた方

支給口座の確認が必要な方に郵送します。

ア 申請方法

(ア) マイナンバーカードを利用するオンライン申請（支給まで3週間程度）

スマートフォンで確認書に掲載する二次元コードを読み取り、マイナンバーカードを利用して申請します。

(イ) インターネット申請（支給まで5週間程度）

マイナンバーカードを利用しない場合であっても、スマートフォン等で確認書に掲載する二次元コードを読み取り、インターネットにより申請することができます。

(ウ) 郵送申請（支給まで6週間程度）

確認書に必要事項を記入し、同封の返信用封筒で申請します。

イ 支給開始日

令和7年8月上旬から順次

※令和6年1月2日以降に千葉市に転入した方は、対象者として把握することができないため必要書類を添付の上、転入者用の申請書を提出していただきます。

5 問い合わせ先

千葉市定額減税調整給付金コールセンターおよび各区役所に相談窓口を設置し、制度の概要についてのお問い合わせに対応します。

なお、相談窓口においては申請の受け付けはできません。

(1) 千葉市定額減税調整給付金コールセンター（開設期間 令和7年11月28日（金）まで）

ア 連絡先

電話 0120-008-545（通話料無料）

※耳や言葉が不自由な方は、電子メールやFAXでお問い合わせいただけます。

メール kyuhu-toiawase@city.chiba.lg.jp

FAX 050-3535-1108

イ 受付時間

平日 9:00～17:00

日曜日 9:00～17:00 ※土曜日・祝日は受け付けできません。

（日曜日は7月20日、27日、8月3日、10日のみ開設）

(2) 各区役所相談窓口（開設期間 令和7年10月31日（金）まで）

ア 設置場所

東部市税事務所中央市税出張所前（きぼ一 11階）、花見川区役所1階、稲毛区役所1階、若葉区役所1階、緑区役所3階、美浜区役所1階

イ 受付時間

平日 9:00～17:00 ※土曜日・日曜日・祝日は受け付けできません。